

共生社会の実現を目指して

●障害は特別ではない

障害の有無や性別、年齢などのさまざまな違いにかかわらず、誰もが社会の一員として互いに人格と個性を尊重し合う社会を「共生社会」といいます。

この「共生社会」を築くためには、障害のある人の自立と社会参加を妨げている障壁(バリア)を取り除く必要があります。そのためには、まず私たち一人ひとりが障害について理解することが必要です。

●障害は多種多様

障害には、種類や生じた時期、程度によって様々な違いがあります。その中には、聴覚障害や内部障害※1、精神障害など外見からは分からない障害もあります。もし、困っている人やヘルプマーク※2を付けている人を見かけたら、その人に合った配慮や支援をするために、声をかけてみましょう。小さなことでも、助けになることがあるかもしれません。

みんなが幸せに暮らすために、お互いの違いを認め合い、真のバリアフリー※3を目指しましょう!

※1 内部障害…内臓機能に障害がある状態のことで、心臓や呼吸器、ぼうこう、直腸、腎臓などの内臓機能が低下しているため、疲れやすかったり体力が低下していたりします。

※2 ヘルプマーク…援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮が必要だと知らせることで、援助を受けやすくするためのマークです。

※3 バリアフリー…障害のある人の社会参加を妨げている障壁(バリア)を取り除こうとする考え方で、

●障害のある人もない人も

それぞれの個性や能力を活かすにはどのようなしたらよいかを考えてみましょう。私たちは社会の一員としてお互いの人権を認め合い、暮らしています。その誰もが能力を発揮できるようにするための思いやりの一つがユニバーサルデザイン※4です。

あなたの発想をユニバーサルデザインにすることから、よりよい社会づくりを始めませんか!

※4 ユニバーサルデザイン…障害のある人だけでなく、高齢者や子どもなど、どんな人でも使いやすいデザイン。生活用品から道路、建築物まで、様々なところで活用されている考え方で、



●4つのバリア

障害のある人の社会参加を妨げる障壁(バリア)には次のようなものがあります。

- ・物理的バリア ……建物、道路、交通機関など、物理的に存在するバリアのこと。
- ・制度的バリア ……障害を理由に、資格や免許を取得できない制度等があること。
- ・文化・情報面のバリア ……読む、聞く、話す、理解するなどといった機能に障害のある人へのサポートが無く、そのままでは情報のやり取りがしにくい状態。
- ・意識上のバリア ……心のバリアとも呼ばれ、障害のある人に対する偏見や無理解、無関心であること。

●人権侵害に関する相談はこちらから

みんなの人権110番

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方公務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

子どもの人権110番

子どもの人権についての専用相談電話です。

いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています

パソコン・携帯電話共通

インターネット相談 検索 SOS-eメール

<http://www.jinken.go.jp/>

栃木県民生活部人権・青少年男女参画課
人権施策推進室

TEL: 028-623-3027 Fax: 028-623-3028

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/jinkendaniyo/jinken/>

制作 文星芸術大学
マンガ・イラスト 猫太マン
構成・デザイン 田中諒一 (文星芸術大学マンガ専攻教授)
2018(平成30)年3月発行 無断転載禁止

知ってる? 障害のある人と人権



栃木県